

製品・建造物・設備等のリコールについてのメモ

2008.11.26 廣瀬久和

I 「リコール」は社会的にどのように捉えられ、位置づけられるべきものか？

(1) 法制度からの要請としては？

A 民事法から

不法行為法（民法 709 条）の判決例から

東京地判昭和 53 年 8 月 3 日判例時報 899 号 48 頁【東京スモン事件】

・「予見義務」：販売開始後「文献と情報の収集を常時行ない、もし副作用の存在につき疑惑」が発生したら、「更なる実験・調査」をし、「できるだけ早期に」「副作用の有無および程度を確認」する。

・「予見義務の履行」「副作用の存在 or 存在を疑うに足りる相当な理由【『強い疑惑』】」（次の）結果回避義務へ。

・「結果回避義務」：『強い疑惑』の公表、副作用を回避するための医師や一般使用者に対する指示・警告、一時的販売停止ないし全面的回収など。これらのうちどの措置をとるべきか (i) 副作用の重篤度、(ii) その発生頻度、(iii) 治癒の可能性（不可逆性）、(iv) 当該薬品の治療上の価値（有効性、非代替性、生命・身体の救護における不可欠性）などを総合的に検討して決定。

(参考) 製造物責任法の判決例から

広島地判平成 16 年 7 月 6 日判例時報 1868 号 101 頁【幼児用自転車

事件】Y（製造事業者） A（組立整備士等） X（消費者）

・Aにおけるペダル取付け時に発生した「ばり」（針状の金属片）が除去されていなかったため幼児が怪我。Yは危険の内容および被害発生を防止するための注意事項を（組立マニュアルに記載するなど）指示警告する義務を負い、これを欠くことは、PL法3条の欠陥に当たる。

・（訴外）Aの組立整備士の過失は認定せず。

・製造者は、商品を流通に置いた後のことも注意しなければならない義務があること。 販売後の監視義務と紙一重。

差止請求

- ・民法の占有訴権（198条）・物権的請求権/消費者契約法団体訴権
- ・公害関係判決例（例えば新潟地判昭和46年9月29日判例時報642号96頁【新潟水俣病事件】「操業停止」義務）
 - 大気汚染防止法22条（都道府県知事による常時監視義務）
 - 23条1項（都道府県知事による緊急時の措置a：「人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれ」「事態を一般に周知」、排出者に協力要請）
 - 23条2項（都道府県知事による緊急時の措置b：「人の健康または生活環境に重大な被害」発生 措置命令等）
 - 25条（生命身体損害につき事業者は無過失損害賠償責任）。
 - 水質汚濁防止法15-17条（都道府県知事による 常時監視・測定・公表義務 監視・測定結果の環境大臣への報告等）
 - 18条（緊急時の措置：「人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれ」「事態を一般に周知」、排出者に措置命令）
 - 19条（生命身体損害につき事業者は無過失損害賠償責任）。
- ・差止請求の立法例：不正競争防止法3条、特許法100条、著作権法112条、独占禁止法24条
- （*）構造的には、民事的エンフォースメントとしての独占禁止法24条の差止請求と民法709条（独占禁止法25条）等の損害賠償の関係が参考となる【白石忠志、高橋宏志等『差止請求権の基本構造』（2001年商事法務研究会）「第4章第1」】。

B 公法から

国の賠償責任・損失補償の観点から

- ・国賠法1条：スモン事件、クロロキン事件、カネミ食用油事件、関西水俣病事件等における国の権限不行使による責任の有無
 - 国による規制権限の不行使が、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使は違法。
 - その要件はAと同じか？（国への期待可能性の要件追加？）

- ・国賠法2条：
- ・損失補償との関係：

安全規制の法制度から

- ・消費者基本法、消費生活用製品安全法（「消費者安全法」？）
- ・食品安全基本法、食品衛生法
- ・薬事法
- ・道路運送車両法 / 建築基準法・住宅品質確保法 等

C 刑事法から

業務上過失致死傷罪（刑法 211 条）

・「業務」(i) 社会生活上の地位、(ii) 反復継続性、(iii) 生命身体に対し危険な行為

・ cf. 器物損壊罪（261 条）

未必の故意による殺人罪（同法 199 条）傷害罪（同法 204 条）等

・「未必の故意」：犯罪事実特に結果発生を可能なものと認識してこれを認容した場合（認容説）など

D 消費者法から

不当条項規制（消費者契約法 8 条）

・「不法行為責任」・「契約（債務不履行）責任」における被害者（消費者）の最小限の保護の確保と、加害企業の帰責性

・「瑕疵担保責任」の判断枠組：特に修補・代替給付による被害者（消費者）側の最低限の保護の確保（強行規定化）

団体訴権と差止請求（消費者契約法 12 条以下）

（2）経済学【法と経済学】から

抑止的賠償論：「被害者が何人いようがその加害行為から生じた損害の全体を一括して捉え、その被害総額を加害者にコストとして負担させたうえでこれを市場価格に転嫁させるとともに加害者の適正な危険回避行為を自主的な形で誘導しようとする。これによって加害事業者の損害抑止への費用投下は市場、あるいは社会全体として最も過不足の無い適正なものになる、と考える。これは実は填補賠償制度肯定（あるいは徹底）論に他ならない。」【廣瀬メモ】

リコールについても類似の観点からの評価が参考になるように思われる。

・ 注意を要する諸点

（1）内容的多様性と要件の組み合わせ

事後的監視義務：

注意喚起、警告：製造物責任法制における「警告上の欠陥」論

社告等による公表：

修理：請負契約における修補義務論、消費者契約法 8 条 1 項 5 号および 2 項

回収：

(2) 関与主体と責任論の意義ならびにその多様性 (上述 (*) に関連)

- ・事業者 (製造者、輸入業者、流通・販売業者、修理業者等)
- ・事業者団体、

- ・安全審査・監督機関 (民間第三者機関、行政機関 - 特に内閣府 -)
- ・新聞・テレビ・インターネット等マスメディア

- ・消費者、
- ・消費者団体等

(「市場」と「政府」とは、上記のどこに、どのような形で？)

(3) スタートとしての原因特定【原因不明、誤使用、欠陥】と因果関係論
原因調査の重要性 (東京トヨタの取り組み)

リコール数の増加は、原因究明努力の向上と関係がある。
設計段階での考慮と事故との関係

(4) 物の経年劣化とリコール

いつまで続けねばならないか？
静かに安全に寿命を迎える設計との関係

・リコールの判断枠組

- ・ヨーロッパにおける (R A P E X などの) 基準はどこまで参考とすべきか？

- ・「被害の大きさと頻度との相関」という見方は基本となりうるが、この捉え方が内包する問題点にも留意が必要 (『リコールハンドブック』の基準は第 1 版と第 2 版とでは違いがあり、改善されている) 。また、個別の不具合に対し総合的検討を加える先端的な捉え方にも注目すべきである。